

昭和六十三年四月二十八日付け広島県報（号外）第三十一号に登載の広島県公告（同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域）の一部を次のように訂正する。

都市局建築課長

ページ	段	行	誤	正
一	下	八から九	一四七八番地三及び一四七八番地五、つくも町一七〇番地四	一四七八番地三及び一四七八番地五